

論文式試験問題集
〔刑法Ⅱ〕

〔刑法Ⅱ〕

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。）

- 1 関東最大のX暴走族に所属している甲（男性・20歳）は、昼間暇を持て余し、ふらふらと近所を歩いていたところ、疲れたため公園のベンチで一休みしようと思い、自動販売機で缶コーヒーを購入して、午後2時、公園内入ると、誰もいないベンチの上に財布があるのに気がついた。甲が周囲を見渡したところ、公園内に人がいなかったため、誰かが置き忘れたのだろうと思い、生活費にも困っていたことから、財布を持ち去ろうと考え、小走りでベンチに近寄ると、財布を持って、そのまま現場を走り去った。
一方、Aは、午後1時50分に公園を出て500メートルの地点にある書店まで歩いて行き、午後2時から10分ほど同書店内で週刊誌を立ち読みしていた。その後Aは、午後2時30分、公園から2キロメートル離れた私鉄駅の改札口で財布を置き忘れたことに気づき、公園のベンチまで走って戻ったものの、既に財布は無くなっていた。
- 2 甲は財布を持ち去った後、直ちに自宅に帰り、財布の中身を確認すると、運転免許証、クレジットカード、キャッシュカード及び現金30万円が入っていた。甲は、A名義のクレジットカードを使用して買い物してやろうと考え、デパートに向かいA名義のクレジットカードを使用して、以前から欲しかった高級腕時計（50万円）を購入した。その際、甲は、デパートの店員に売上票への署名を求められたため、財布に在中されていた運転免許証に記載されていたAの氏名を書き入れた。
- 3 甲の知人である乙（男性・22歳）は、以前、甲から「生活費に困っており、お金を貸して欲しい。」と懇願されたため、10万円貸していたが、返済期日が過ぎていたことから、再三にわたり甲に10万円の返還を請求していた。
そのような最中、乙は、最近甲が急に高級品を身に着けるようになり、羽振りが良いという噂を聞きつけた。乙は、再三にわたる貸金10万円の返還請求を無視している甲に腹を立て、甲を喫茶店に呼び出し、「貸した金を返せ、今すぐに支払わないと知り合いの暴力団組員を呼んで、お前を東京湾に沈めるぞ。貸金10万円と詫び料として5万円を直ちに支払え。」と申し向けた。甲は、乙の要求に応じないと生命・身体に危害を加えられるかもしれないと思い、その場で乙に現金15万円を手渡した。
- 4 甲は、乙から金を返せと申し向けられた際には身の危険を感じ現金15万円を手渡したが、日が経つにつれて乙のことが憎く思えてきた。そこで、乙に自己の威勢を示そうと思い、深夜、乙の自宅（以下「本件建物」という。）を訪れ、本件建物1階正面部分に設置された白色金属製の電動式シャッター（以下「本件シャッター」という。）の全面にラッカー Sprey で、赤色のペンキを吹き付け、甲の所属する暴走族の名前を書いた。
本件建物は、閑静な住宅街に、1年前に新築された3階建ての居宅兼車庫であり、1階部分のうち、直接市道に面している部分は、玄関があるほか車庫になっており、その出入口には、高さ220センチメートル、幅250センチメートルの本件シャッターが設置されていた。本件シャッターの収納部及び開口部は、本件建物の外壁の内側に密着しており、外壁と一体の構造になっている。また本件シャッターを閉めると、市道と車庫および屋内とは遮蔽される。なお、落書きは、洗剤やシンナーで消すことはできず、完全に消去するためには再度塗装する必要がある、その費用は5万円程度であった。